

## リンゴ産地における農協主体の樹園地流動化方策

リンゴ産地では、担い手の減少や経営規模の縮小による放任園防止のために樹園地流動化が求められています。しかし、樹園地は、農地と樹体の合体資本であるため農地の評価が難しく、樹体管理が滞ると直ちに価値が低下するなどの理由から流動化が進んでいません。そこで本研究では、N県のリンゴ産地で実績を上げている「園地リース事業」を用いたN農協主体の樹園地流動化方策を事例に取り上げ、その特質と効果を明らかにしました。

### ☆ 技術の概要

- 園地リース事業は、農地利用集積円滑化団体としてN農協が生産活動の継続が困難になった遊休化農地や荒廃園地を地権者から借り受け、園地整備（生産性の高い樹形である新しい化栽培による改植等）を行った上で貸し出す農協独自の取り組みです。（図1）
- 園地の需給調整プロセス（図2）をみると、まずは、N農協が地権者から依頼を受けて貸付相手の探索を行います。次に耕境判断措置として交通の便、畑の状態、機械設備の使用状態を評価し、続く生産力向上措置では、樹体を支えるトレリスや棚がある園地の改植と樹体管理をN農協が費用と作業を負担して実施します。この間にN農協は園地近くの後継者や農協青年部を対象に貸付相手を確認し、樹体資本を貸し付けます。さらに、借入契約後もN農協が技術支援を行い、樹体資本賃料の償還が完了すると樹体の所有権が借受者に移転されます。
- このようにN農協が主体となり2009年から2019年までの10年間取り組んできた園地リース事業によって、①新規就農者の創出（18名）、②生産性の高い樹形である新しい化栽培技術の普及（22ha）、③改植による優良園地の保全（6.4ha）が進み、①～③の効果を合わせると産地全体で440tの増産が見込まれます（筆者による試算値）。

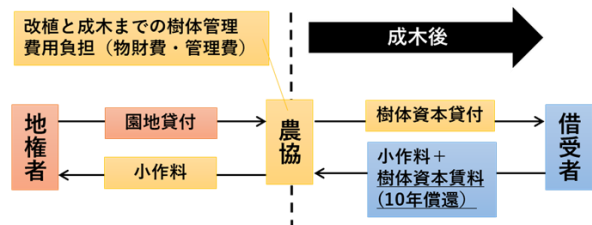


図1 農協主体による樹園地流動化方策の仕組み

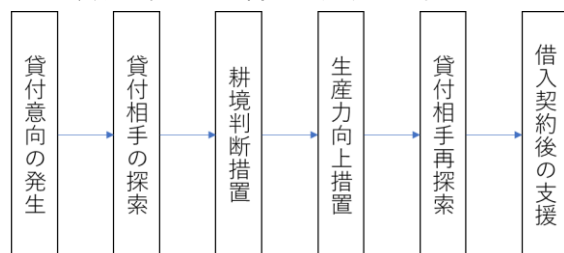


図2 園地の需給調整プロセス

### ☆ 活用面での留意点

円滑化団体として農協主体で実施してきた園地リース事業は、令和2年4月1日以降、契約期間が満了した案件から農地中間管理事業等へ移行しています。また、樹体資本価額については、果樹経営支援対策事業や市町村独自の苗木助成事業、農協独自の助成が組み合わされたことで、改植費用が1/3程度に圧縮されている点に留意する必要があります。

（農研機構・東北農業総合研究センター 主任研究員 安江紘幸）